

雇用クリーンプランナー ミニセミナー

日常職場編シリーズ第1回
「年次有給休暇①」

年次有給休暇①

年次有給休暇の対応は意外と難しい！

【労働基準法第39条第1項】使用者は、その雇入れの日から起算して6箇月間継続勤務し全労働日の8割以上出勤した労働者に対して、継続し、又は分割した10労働日の有給休暇を与えなければならない。



Q 当社の従業員から、【海外旅行に行くので年次有給休暇を1週間連続で取得したいと申し出がありました。年次有給休暇は労働者の希望する日に取得させるのが基本であるということは理解できるのですが、連続1週間は仕事への影響が大きすぎます。どうすればよいでしょうか？】

年次有給休暇①

確認事項⇒時季指定権と時季変更権

労働者	時季指定権...労働者が希望する日に取得できる権利
会社	時季変更権...事業運営上、支障がある場合に希望日を変更できる権利



A 会社の就業規則で取得ルールを確認（〇日前までの申出等）。その上で希望日が時季変更権にかかるようであれば、その日のみ変更で協議。

【今後】ルールに関わらず、なるべく早めの申出で本人と会社が協力して解決を目指すべき。